

(証券コード 8418)
平成28年6月8日

株 主 各 位

山口県下関市竹崎町四丁目2番36号
株式会社 山口フィナンシャルグループ
取締役社長 福 田 浩 一

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

本年4月の熊本地震により、被災されました地域の皆さまには、心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復旧をお祈り申しあげます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁～3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、平成28年6月28日午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時（開場午前9時）
2. 場 所 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号 山口銀行本店8階講堂
3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第10期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第10期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第1号議案
第2号議案

取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件
監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人による議決権の行使につきましては、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。
- ◎本招集ご通知に際して株主の皆さまに提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条に基づき、当社ホームページ（<http://www.ymfg.co.jp>）に掲載させていただいております。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ホームページ（<http://www.ymfg.co.jp>）に掲載させていただきますのでご了承ください。

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には次の3つの方法があります。

株主総会ご出席

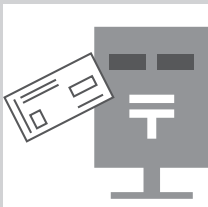


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

平成28年6月29日（水）
午前10時

郵 送



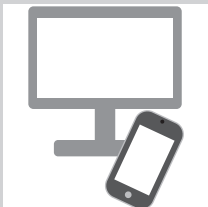
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

平成28年6月28日（火）
午後5時30分到着分まで

インターネット



パソコンまたはスマートフォンから、当社指定の議決権行使サイト <http://www.evote.jp/> にアクセスし、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

平成28年6月28日（火）
午後5時30分まで

【インターネットで議決権を行使される場合の留意点】

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスのうえ、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。なお、この「ログインID」および「仮パスワード」は、本株主総会に関してのみ有効です。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は株主さまのご負担となります。
- (4) 複数回にわたり行使された議決権の取り扱い
 - ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
 - ② インターネットにより、議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (5) パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用いただけない場合があります。ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクにお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
電話 **0120-173-027** (通話料無料)
受付時間 土・日・休日を含む午前9時から午後9時まで

【機関投資家の皆さまへ】

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

第10期（平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで）事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、平成28年3月期末現在、当社、子会社及び子法人14社、関連法人3社で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、クレジットカード業務、リース業務等金融サービスに係る事業を行っております。

当社グループの事業にかかわる位置付けは次のとおりであります。

（銀行業務）

株式会社山口銀行、株式会社もみじ銀行及び株式会社北九州銀行は、本店及び支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務等を行い、当社グループの中核事業と位置付けております。

（その他の業務）

証券業務、クレジットカード業務、リース業務等の事業に取り組んでおります。

【金融経済環境】

平成27年度におけるわが国経済は、各種政策の効果もあって、緩やかな回復基調を辿りました。生産活動は、中国をはじめとする海外経済の減速の影響等から、一部に弱含む動きもみられましたが、総じて堅調に推移しました。個人消費は、雇用・所得環境が改善する中、総じて底堅い動きとなりました。また、更なる金融緩和によるデフレ脱却を目的として、平成28年2月に、日本銀行によりマイナス金利政策が導入されました。

一方、地元経済も、緩やかな回復を続けました。生産活動は、自動車等の業種を中心として、全体で見ると堅調な推移となりました。個人消費は、雇用・所得環境が改

善する中、持ち直しの動きがみられました。

こうした中で、地域金融機関は、「地方創生」の観点から、地域経済発展への貢献という使命を果たすべく、財務体質及び収益力の強化とともに、資金供給の一層の円滑化や金融サービスのさらなる充実が強く要請されております。

【企業集団を巡る事業の経過及び成果】

このような金融経済環境の中、当社グループは当社株主やお取引先の皆さまのご支援のもと、役職員一丸となって経営基盤の拡充と業績の伸展、地域貢献に努めてまいりました。

当社グループは、平成25年度よりスタートした中期経営計画「YMFG中期経営計画2013」の最終年度として、グループの中核を担う山口銀行、もみじ銀行、北九州銀行の3つの銀行を中心に、それぞれの地域に深く関わっていくとともに、ワイエム証券、ワイエムコンサルティング等のグループ各社が一体となることで、「一つのYMFG」としてグループ総合力の発揮を進めてまいりました。

平成27年6月には、当社並びに山口銀行、もみじ銀行、北九州銀行及びワイエム証券は、平成27年5月1日施行の改正会社法により導入された「監査等委員会設置会社」へ移行しました。本移行により、各々の監査・監督機能を高めるとともに、当社グループにおけるコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実により、更なる企業価値の向上を図ってまいります。また、平成28年1月には、資産運用ビジネスの強化を目的として、資産運用に関する高度な専門性を有する大和証券グループと共同で、ワイエムアセットマネジメント株式会社を設立しております。

当社グループの中核事業である銀行業務におきましては、預金業務、貸出業務をはじめとした金融商品を幅広く取り揃え、地域の皆さまの様々な金融ニーズにお応えしております。

預金商品では、「YMFG 預けて、もらって、ふるさと再発見キャンペーン」や「YMFG 3本の矢ラッキーキャンペーン」と銘打った特別金利適用の定期預金や「宝くじ付定期預金」などの販売を行ったほか、地元のプロスポーツチームを応援するため、山口銀行は「レノファV預金」、もみじ銀行は「カープV預金2016」、北九州銀行は「ギラヴァンツV預金2016」を期間限定で販売しております。また、北九州銀行は、開業以来、個人のお客さまの普通預金口座開設が10万口座を突破したことを記念し、

日頃のご愛顧に感謝の気持ちを込めまして、「おかげさまで10万口座！ありがとう！キャンペーン」を実施しました。

融資商品では、グループ3行で「空き家対策ローン」や「UJターン者向け住宅ローン」の取扱いを開始したほか、各行独自の商品として、山口銀行は、山口県信用保証協会と連携した「やまぎん知財評価融資制度」、もみじ銀行は、日本政策金融公庫と連携した「もみじ女性活躍応援融資」、北九州銀行は、福岡県信用保証協会と連携した「ひまわりNEXT」の取扱いを行いました。

平成28年1月には、次期中期経営計画の実践に向けた態勢整備の一環として、当社、山口銀行、もみじ銀行及び北九州銀行の本部組織の一部改編を実施しました。「コンサルティング力の強化に向けた態勢整備」として、当社に「事業性評価部」、グループ3行に「事業性評価部」と「FP事業部」を設置し、「真にアジアに強い金融グループの実現に向けた態勢整備」として、当社に「海外戦略部」を設置する等しております。また、「持株会社による統制機能強化と効率的な組織運営の実現に向けた態勢整備」として、グループ3行の企画・管理機能を持株会社へ移管し、それに伴い複数の部を統合するなどしております。

地方創生への取り組みにつきましては、山口銀行は、地域が一体となり事業者を応援する仕組みとして、平成27年4月に、山口県及び山口県内企業等の出資による「女性創業応援やまぐち株式会社」を設立し、同じく4月に、日本初の銀行出資及び山口県内企業の出資によるクラウドファンディング運営会社「山口ソーシャルファイナンス株式会社」を設立しました。

さらに、山口銀行は、平成27年5月に、瀬戸内ブランド推進連合と連携して、瀬戸内ブランド推進体制を構築するため、瀬戸内地域の地方銀行である、中国銀行、広島銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行及び日本政策投資銀行で「瀬戸内地域の観光産業の活性化に関する協定」を締結し、本協定に基づき、平成27年12月には、7月に新たに加わったみなと銀行を含めた8行が、瀬戸内地域の観光産業活性化に向けた新法人設立に関する「基本合意書」を締結しました。また、もみじ銀行は、平成27年8月に、呉市と「地方創生に係る包括連携に関する協定」を締結し、北九州銀行は、平成27年6月に、北九州市が実施する「北九州市プレミアム付商品券発行運営業務」を一括受託しました。

平成27年7月には、当社100%出資により、地方創生専門のコンサルティング会

社「株式会社 YMFG ZONEプランニング」を設立し、平成27年9月に下関市、11月に山口市、12月に宇部市、美祢市、平成28年1月に防府市と、それぞれ山口銀行との三者による「地方創生に係る包括連携協定」を締結しております。同社は、地元である山口・広島・北九州の皆さまが直面する様々な課題の解決に全力で取り組み、地方創生のキーワードである地域・域内企業の生産性向上に向けた総合的な事業活動支援を行ってまいります。

さらに、平成27年10月に、国立大学法人山口大学および山口県との連携による地域企業に対する新事業創出支援への取り組みを開始し、11月に、国立大学法人広島大学との「包括的連携協力に関する協定書」をグループ3行とともに締結するなど、次々に地域経済活性化へ向けた取り組みを進めております。

国際業務につきましては、平成27年6月に、山口銀行は、香港に拠点を有する地方銀行17行で「第7回香港・華南地区 日系企業ビジネス交流会」を共催しました。また、同じコンピュータシステム（地銀共同化システム）を利用している常陽銀行、百十四銀行、十六銀行、南都銀行と合同で、平成27年6月はハノイ、12月はホーチミンにて「ベトナムビジネス交流会2015」を共催しました。さらに、お客様の海外取引を支援するため、独立行政法人 日本貿易保険と「貿易保険業務委託契約」を締結しました。海外進出支援態勢につきましては、山口フィナンシャルグループの構築するアジアネットワークによって強化してきており、今後もアジアでビジネスを展開されるお客さまをサポートしてまいります。

地域貢献活動につきましては、山口銀行ともみじ銀行が県本部事務局となっております「小さな親切」運動をはじめとして、「YMFGレディースサッカー大会」等のサッカー大会やコンサートの開催等、スポーツ・文化事業も含めてCSR（企業の社会的責任）にもグループ企業を挙げて取り組んでおります。

環境問題への取り組みにつきましては、「ノーマイカーデー」や「早期消灯運動」、「クールビズ、ウォームビズ」等を実施したほか、「やまぎんの森」や「もみじ銀行の森」における環境保護活動等に積極的に取り組んでおります。

営業店舗につきましては、お客様の利便性の向上と経営の効率化を図るため、継続的に店舗体制の整備を進め、広域かつ稠密な営業ネットワークを堅持しております。

山口銀行では、平成28年2月に大正町出張所を小郡支店に統合したことで、当期末現在、国内に本店ほか108支店、24出張所、海外3支店の合計136か店のほか、

海外駐在員事務所を1か所設置しております。

もみじ銀行では、平成27年4月に川口出張所を川口支店に昇格したことで、当期末現在、国内に本店ほか95支店、18出張所の合計114か店を設置しております。

北九州銀行では、平成27年6月に中津支店（大分県中津市）、平成27年9月に飯塚支店（福岡県飯塚市）を開設したことで、当期末現在、国内に本店ほか33支店、1出張所の合計35か店を設置しております。また、店舗機能の拡充として、平成28年1月に、三萩野支店（福岡県北九州市）を新築移転しております。

今後とも、お客さまの利便性に寄与するとともに、効率的な店舗展開を図ってまいります。

こうした中、当社グループ連結の当期業績は次のとおりとなりました。

(預金) 金利が低水準で推移するなか、お客さまの多様化するニーズにお応えすべく商品やサービスの充実とともに、地域に根ざした着実な営業展開を進めました結果、譲渡性預金と合わせますと、前期末比3,010億円増加して9兆5,100億円となりました。

(貸出金) 金融仲介機能を通じて地域金融機関としての責務を果たし、お取引先の信頼にお応えすべく資金需要に積極的姿勢で取り組んでまいりました結果、前期末比2,208億円増加して6兆4,488億円となりました。

(有価証券) 市場動向に配慮して運用しました結果、国内債等の減少により期末残高は前期末比2,033億円減少して2兆1,206億円となりました。

(損益) 経常収益は、国債等債券売却益等のその他業務収益や株式等売却益の増加等により、前期比64億58百万円増加して1,655億4百万円となりました。経常費用は、その他業務費用等の増加を主因として、前期比40億72百万円増加して1,157億86百万円となりました。その結果、経常利益は前期比23億86百万円増加して497億18百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比17億72百万円増加して322億95百万円となりました。

なお、当社グループの連結ベースの業績においては銀行業務が大部分を占めており、銀行業務を営んでおります山口銀行、もみじ銀行及び北九州銀行の単体の平成28年3月期損益は次のとおりとなりました。

山口銀行につきましては、有価証券関係損益の増加や営業経費の減少等により、経常利益は前期比34億50百万円増加して347億91百万円、当期純利益は前期比47億

円増加して247億6百万円となりました。

もみじ銀行につきましては、資金利益の減少等により、経常利益は前期比26百万円減少して154億24百万円、当期純利益は前期比1億44百万円減少して104億87百万円となりました。

北九州銀行につきましては、資金利益や有価証券関係収益の増加等により、経常利益は前期比1億61百万円増加して31億56百万円となり、当期純利益は前期比3億31百万円増加して、18億37百万円となりました。

【対処すべき課題】

今後の金融経済環境を展望しますと、国内経済においては、政府・日本銀行による積極的な財政・金融政策を背景として、雇用や所得環境の改善が期待されるものの、中国や新興国等の景気下振れ懸念から、先行きは不透明な状況が続くものと見られています。

一方で、地域経済は人口減少、高齢化の進展、大手企業の海外進出が進む中において、いかに地域の企業、産業の活性化を図り、雇用の確保と地域経済の持続性を高めていくかが課題となっています。

また、地域金融機関を取巻く環境は、顧客保護や説明責任の履行等社会的要請・責任の一層の高まりとともに、マイナス金利導入による収益低下懸念から他金融機関との競合関係が一層激しさを増すことが予想され、内部統制の強化や財務の健全性維持に加えて、持続的な収益力の向上を通じた企業価値向上を実践していくことが喫緊の課題となっています。

このような状況のもと、平成28年度より「YMFG中期経営計画2016」がスタートしました。基本目標として「Change the way, Refine the quality, Design the future. (やり方を変えよう、質に磨きをかけよう、そして未来をデザインしよう)」を掲げ、各社員の行動指針には「コンサルティング・ファースト」を設定し、お客様の資産運用、経営相談等のニーズに対して、より一層お力になれるよう、全社員がサービスの質に磨きをかけていくことで、事業性評価に基づいた的確なソリューションの提供による「金利競争からの脱却」と、マーケット・イン・アプローチ（「お客様は何を求めているか」という視点に基づくアプローチ）の徹底による「プロダクト・アウト（商品ありきの販売姿勢）からの脱却」を目指してまいります。

また、当社グループは、平成28年10月に発足から節目となる10周年を迎えます。この間、北九州銀行の設立や地方創生コンサルティング会社であるYMFG ZONEプランニングの設立等、グループの総合金融力を高めるとともに、独自の取り組みで地域に密着し、地域と共に成長するために邁進してまいりました。

今後も、地域の皆さまに最高のサービスを提供できるように努め、地域経済の発展を通じて、企業価値の増大を図ってまいります。また、企業グループとして安定的で実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築し、グループ経営の透明性を高めることで、ステークホルダー（利害関係者）への説明責任を十分に果たしてまいります。

株主の皆さまには、一層のご愛顧とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	1,580	1,611	1,590	1,655
経常利益	438	498	473	497
親会社株主に帰属する 当期純利益	272	312	305	322
包括利益	517	343	752	78
純資産額	5,214	5,214	5,783	5,831
総資産	93,272	96,350	101,951	104,380

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益は次のとおりであります。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1株当たり親会社株主に 帰属する当期純利益	円 銭 102 48	円 銭 120 68	円 銭 120 88	円 銭 132 43

3. 平成26年度より「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号)を適用しており、平成25年度については遡及適用後の数値を記載しております。

□ 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
営業収益	56	206	157	57
受取配当額	40	192	143	41
銀行業を営む子会社	40	192	143	41
その他の子会社	—	—	—	0
当期純利益	百万円 3,456	百万円 18,637	百万円 13,842	百万円 3,994
1株当たり当期純利益	円銭 11 50	円銭 71 99	円銭 54 81	円銭 16 37
総資産	5,048	5,374	5,788	4,823
銀行業を営む子会社株式等	4,982	4,982	4,981	4,670
その他の子会社株式等	21	21	23	56

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 平成26年度より「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号)を適用しており、平成25年度については遡及適用後の数値を記載しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末		前年度末	
	銀行業	その他の事業	銀行業	その他の事業
使用人数	3,269人	465人	3,392人	376人

(注) 使用人数は、就業者数を記載しております。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

会社名	主要な営業所及び営業所数
株式会社山口銀行	国内：本店，宇部支店，山口支店，徳山支店，岩国支店，萩支店，広島支店，東京支店ほか， 合計133店（前年度末134店） 海外：釜山支店，青島支店ほか，合計3店（前年度末3店）
株式会社もみじ銀行	国内：本店，紙屋町支店，呉営業部，福山支店，岡山支店，東京支店ほか， 合計114店（前年度末114店）
株式会社北九州銀行	国内：本店，福岡支店，八幡支店，長崎支店，熊本支店，大分支店ほか， 合計35店（前年度末33店）

ロ その他の事業

会社名	主要な営業所等
当社	本社（下関市）
ワイエム証券株式会社	本社（下関市），広島支店ほか
株式会社井筒屋ウィズカード	本社（北九州市）
ワイエムコンサルティング株式会社	本社（下関市）
株式会社北九州経済研究所	本社（北九州市）
株式会社YMFG ZONEプランニング	本社（下関市）
三友株式会社	本社（下関市）
株式会社ワイエム保証	本社（下関市）
ワイエムアセットマネジメント株式会社	本社（下関市）
ワイエムリース株式会社	本社（下関市），広島営業所ほか
株式会社やまぎんカード	本社（下関市）
もみじ地所株式会社	本社（広島市）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	金 額
銀 行 業	4,818
そ の 他 の 事 業	533
合 計	5,352

(注) ソフトウェア・ソフトウェア仮勘定等無形固定資産を含んでおります。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

	内 容	金 額
銀 行 業	株式会社もみじ銀行広島駅南口Bブロック権利等資産（土地等）の取得	356
	株式会社もみじ銀行川口支店（土地，建物，動産）の新設	324
	株式会社もみじ銀行新福山支店新築用地（土地）の取得	420
	株式会社北九州銀行三萩野支店（土地，建物，動産）の移転	480
	株式会社北九州銀行飯塚支店（建物，動産）の新設	296
	ソフトウェア・ソフトウェア仮勘定	1,839

なお、当連結会計年度中に実施した重要な設備の処分、除却については該当ありません。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設 立 年 月 日	資本金 (百万円)	当社が有する子会社 等の議決権比率(%)	その他
株式会社 山口銀行	下関市竹崎町 四丁目2番36号	銀行業	昭和19年 3月31日	10,005	100.00	
株式会社 もみじ銀行	広島市中区胡町 1番24号	銀行業	昭和16年 4月22日	10,000	100.00	
株式会社 北九州銀行	北九州市小倉 北区堺町 一丁目1番10号	銀行業	平成22年 10月1日	10,000	100.00	

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

該当ありません。

(7) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高	当社への出資状況	
		持 株 数	議決権比率
株式会社山口銀行	9,000百万円	一千株	—%
三菱UFJ信託銀行 株式会社	210百万円	519千株	0.21%

- (注) 1. 株式会社山口銀行は、当社の完全子会社であります。
 2. 三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入は、信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入のために設定された「従業員持株ESOP信託」が、当社株式を取得するための原資として行った借入です。「従業員持株ESOP信託」は、当社と一体であるとする会計処理をしております。

(8) 事業譲渡等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
平成27年6月29日	当社は、当社の完全子会社である株式会社山口銀行が保有する三友株式会社、株式会社やまぎんカードホールディングスおよび山口キャピタル株式会社の株式ならびに株式会社もみじ銀行が保有するもみじ地所株式会社およびもみじカード株式会社の株式を当社に現物配当し、当社の直接出資会社としました。
平成27年10月1日	当社の連結子会社である株式会社やまぎん信用保証が、同社の完全親会社である株式会社やまぎんカードホールディングスを吸収合併し、存続会社の商号を株式会社ワイエム保証に変更しました。
平成28年2月1日	当社と当社の連結子会社である株式会社ワイエム保証は、当社を完全親会社、ワイエム保証を完全子会社とする株式交換を実施しました。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の場合

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
福田浩一	取締役社長 (代表取締役) 営業戦略部, 海外戦略部, カスタマーコミュニケーション部担当	株式会社山口銀行取締役頭取 (代表取締役) 株式会社もみじ銀行取締役会長 株式会社北九州銀行取締役会長	
野坂文雄	専務取締役	株式会社もみじ銀行 取締役頭取 (代表取締役)	
加藤敏雄	専務取締役	株式会社北九州銀行 取締役頭取 (代表取締役)	
梅本裕英	取締役 リスク統括部, IT統括部, 経営管理部担当	株式会社山口銀行常務取締役	
吉村 猛	取締役 コンプライアンス統括部, 総合企画部, 事業性評価 部担当	株式会社山口銀行常務取締役	
田村浩章	取締役 (社外取締役)	宇部興産株式会社相談役	
広実光弘	取締役 常勤監査等委員		
佃 和夫	取締役 監査等委員 (社外取締役 監査等委員)	三菱重工業株式会社相談役	
国政道明	取締役 監査等委員 (社外取締役 監査等委員)		

- (注) 1. 当社は、平成27年6月26日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。
 2. 取締役 田村浩章氏並びに取締役監査等委員 佃和夫氏及び国政道明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 3. 取締役 田村浩章氏並びに取締役監査等委員 佃和夫氏及び国政道明氏は、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員としての届け出を行っております。
 4. 社内事情に精通した者による取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門等との連携により監査等委員会による監査の実効性を高めるため、取締役 広実光弘氏を常勤の監査等委員に選任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役 (監査等委員を除く)	7 ^名	17 ^{百万円}
取 締 役 (監査等委員)	3	24
監 査 役	4	7
計	14	49

- (注) 1. 報酬等は、全て確定金額報酬であります。
2. 監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）に対する報酬限度額は、月額25百万円以内としております。
3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役に対する報酬限度額は、月額25百万円以内としております。
4. 取締役（監査等委員）に対する報酬限度額は月額5百万円以内としております。
5. 監査役に対する報酬限度額は月額5百万円以内としております。
6. 上記には、平成27年6月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。なお当社は、平成27年6月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。監査役4名は同日付けで監査役を退任し、うち3名が取締役（監査等委員）に就任したため、支給人数及び報酬等について監査役期間は監査役に、取締役（監査等委員）期間は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
田 村 浩 章	非業務執行取締役として、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。
佃 和 夫	非業務執行取締役として、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。
国 政 道 明	非業務執行取締役として、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
田 村 浩 章	宇部興産株式会社相談役
佃 和 夫	三菱重工業株式会社相談役
国 政 道 明	該当なし

- (注) 1. 取締役 田村浩章氏が相談役を兼職する宇部興産株式会社と当社グループ銀行との間には預貸金取引等営業取引関係があります。
2. 取締役監査等委員 佃和夫氏が相談役を兼職する三菱重工業株式会社と当社グループ銀行との間には預貸金取引等営業取引関係があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
田村浩章	2年10ヵ月	当期開催の取締役会12回のうち12回に出席。	経営に関する幅広い知識、経験を踏まえ、必要に応じ発言しております。
佃和夫	2年10ヵ月	当期開催の取締役会12回のうち10回に出席。監査役会1回のうち1回に出席。監査等委員会10回のうち9回に出席。	経営に関する幅広い知識、経験を踏まえ、必要に応じ発言しております。
国政道明	1年10ヵ月	当期開催の取締役会12回のうち12回に出席。監査役会1回のうち1回に出席。監査等委員会10回のうち10回に出席。	弁護士としての専門的な知識、経験を踏まえ、必要に応じ発言しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3名	17百万円	該当ありません。

(注) 報酬等は、全て確定金額報酬であります。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	600,000千株
発行済株式の総数	264,353千株

(2) 当年度末株主数

14,709名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,538 千株	3.06 %
株式会社山田事務所	7,512	3.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	6,278	2.54
明治安田生命保険相互会社	5,747	2.33
株式会社トクヤマ	5,165	2.09
日本生命保険相互会社	4,500	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	4,309	1.74
住友生命保険相互会社	4,041	1.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(宇部興産株式会社退職給付信託口)	4,000	1.62
中国電力株式会社	3,898	1.58

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、自己株式18,068,209株を所有しておりますが、上記大株主からは除いております。
4. 持株比率は、発行済株式総数に従業員持株ESOP信託所有株式(781,000株)を含め、当社所有自己株式(18,068,209株)を控除して計算しております。

5. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)	①名称 株式会社山口フィナンシャルグループ 第1回新株予約権 ②目的となる株式の種類及び数 普通株式99,400株 ③権利行使価格(1株当たり) 1円 ④新株予約権の行使期間 平成23年11月1日～平成53年10月31日 ⑤新株予約権の主な行使条件 子銀行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	5名 (新株予約権の数 525個)
	①名称 株式会社山口フィナンシャルグループ 第2回新株予約権 ②目的となる株式の種類及び数 普通株式170,800株 ③権利行使価格(1株当たり) 1円 ④新株予約権の行使期間 平成24年7月31日～平成54年7月30日 ⑤新株予約権の主な行使条件 子銀行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	5名 (新株予約権の数 798個)

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員である もの及び社外取締 役を除く)	①名称 株式会社山口フィナンシャルグループ 第3回新株予約権 ②目的となる株式の種類及び数 普通株式144,400株 ③権利行使価格(1株当たり) 1円 ④新株予約権の行使期間 平成25年7月24日～平成55年7月23日 ⑤新株予約権の主な行使条件 子銀行取締役の地位を喪失した日の翌日 から10日を経過する日までに限り、新株 予約権を行使できるものとする。	5名 (新株予約権の数 613個)
	①名称 株式会社山口フィナンシャルグループ 第4回新株予約権 ②目的となる株式の種類及び数 普通株式160,400株 ③権利行使価格(1株当たり) 1円 ④新株予約権の行使期間 平成26年7月30日～平成56年7月29日 ⑤新株予約権の主な行使条件 子銀行取締役の地位を喪失した日の翌日 から10日を経過する日までに限り、新株 予約権を行使できるものとする。	5名 (新株予約権の数 489個)

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員である もの及び社外取締 役を除く)	①名称 株式会社山口フィナンシャルグループ 第5回新株予約権 ②目的となる株式の種類及び数 普通株式122,000株 ③権利行使価格(1株当たり) 1円 ④新株予約権の行使期間 平成27年8月26日～平成57年8月25日 ⑤新株予約権の主な行使条件 子銀行取締役の地位を喪失した日の翌日 から10日を経過する日までに限り、新株 予約権を行使できるものとする。	5名 (新株予約権の数 329個)
社外取締役 (監査等委員である ものを除く)	—	—
監査等委員である 取締役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
当 社 使 用 人 (当社の会社役員を 兼ねている者を除く)	—	—
子会社及び子法人等 の 会 社 役 員 及 び 使 用 人 (当社の会社役員ま たは使用人を兼ねて いる者を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ①名称 株式会社山口フィナンシャルグループ 第5回新株予約権 ②目的となる株式の種類及び数 普通株式122,000株 ③権利行使価格（1株当たり） 1円 ④新株予約権の行使期間 平成27年8月26日～平成57年8月25日 ⑤新株予約権の主な行使条件 子銀行取締役の地位を喪失した日の翌日 から10日を経過する日までに限り、新株 予約権を行使できるものとする。 	<p style="text-align: center;">22名 (新株予約権の数 891個)</p>

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 林 秀行 指定有限責任社員 中井 修 指定有限責任社員 伊藤浩之	15	(注) 3

- (注) 1. 当社及び子会社等が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は、113百万円であります。
2. 当社及び子会社等と会計監査人との間の監査契約において会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、これらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画における監査予定時間・予定単価・人員配置計画などの内容、報酬の前提となる前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の職務執行状況を勘案し審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合、もしくは、会計監査人の独立性及び審査体制等を考慮して会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

- 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類監査の状況
該当ありません。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役を含む全ての役職員は、金融グループとしての公共的使命や社会的責任を果たすことが極めて重要な責務であることを共通認識とし、実効性あるコンプライアンスに真摯に取り組み、広く社会からの信頼を確立する。
- ② 取締役会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、取締役の職務執行の監督を行う。
- ③ 取締役会は、反社会的勢力との関係を遮断し、断固として排除するための態勢を整備する。
- ④ 取締役会は、財務報告等を適正に作成し、財務報告を含めた当社及び当社グループの経営内容等を、適時に適切に開示する態勢を整備する。
- ⑤ 取締役会は、お客様の保護及び利便性の向上に向けた態勢を整備する。
- ⑥ 取締役会は、金融機関の業務が、テロ資金供与やマネー・ロンダリング、預金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するための態勢を整備する。
- ⑦ 取締役会は、中小企業等への円滑な金融機能の向上に向けた態勢を整備する。
- ⑧ 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する行為について報告を受けた監査等委員会は、報告内容の検証や必要な調査等を行い、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の取締役会における職務執行に係る情報については、取締役会規則に基づき、取締役会議事録を保存し管理する。その他の職務執行に関する情報についても社内規程に基づき、適切な保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクに対する基本的な方針を明確化するとともにリスク管理の重要性を十分に認識する。
- ② 金融グループ特有のリスクや当社及び当社グループのリスク管理体制を「グループALM委員会」及び「グループオペレーショナル・リスク管理委員会」をはじめとした経営レベルでの審議を行い、統合的な対応を行う。
- ③ 当社及び当社グループの業務執行に係る主要なリスクとして「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナル・リスク」及び「風評リスク」他、業務遂行上重大な影響を及ぼすリスクを認識し、リスクに見合った十分な自己資本により、業務の健全性と適切性を確保する。
- ④ 他の業務部門から独立した監査部門において、当社及び当社グループのリスク管理への取り組みが適正になされているかを監査し、改善を促すものとする。
- ⑤ 通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する事態に備え、各種コンティンジェンシープランを制定し、危機管理態勢を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行を監督する取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われる基礎として、業務執行に係る組織体制、業務分掌、決裁権限態勢、情報伝達態勢を定め、各組織を取締役が管掌する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社グループは、コンプライアンスの徹底を経営の最重要事項と位置付け、コンプライアンス態勢を確保するため、「行動憲章」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」及び「コンプライアンス基準」を制定する。
- ② 社長を委員長とするグループコンプライアンス委員会を設置し、当社及び当社グループのコンプライアンス態勢の整備・強化やモニタリング等を行う。また、コンプライアンスの統括部署として、コンプライアンス統括部を設置し、コンプライアンス態勢を改善・強化し、違反行為の未然防止を徹底するための施策として、コンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し取締役会の承認を得るとともに、その進捗状況を取締役会へ報告する。
- ③ コンプライアンス違反による不祥事の防止、リスクの早期発見、企業としての自浄機能の強化向上、コンプライアンス態勢の充実及び社会的信頼の確保のため、内部通報制度である「コンプラ・ホットライン」を設置し、「内部通報基準」、「公益通報者保護基準」に基づきその運用を行う。
- ④ コンプライアンス態勢の適切性を確保するため、執行部門から独立した内部監査部署による内部監査を実施する。また、グループ内会社の内部監査部署を通じて、グループ内会社における内部管理態勢を把握し、必要に応じて内部監査を行う。

(6) 当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は経営管理会社として経営管理業務の範囲を定め、グループ内会社の管理・監督を行い、子会社を有するグループ内会社は親会社として、その子会社の管理・監督を行う。
グループ内会社の経営管理上及び内部統制上の重要な事項については親会社の取締役会への承認・報告を求め、当社及び当社グループの業務の適正を確保する。

- ② 当社及び当社グループの経営方針・戦略目標等を達成するために、組織として機能し、財務の健全性、及び業務の適切性等を確保する態勢として、次の態勢を整備する。
1. 職制，就業規則，及び決裁権限態勢
 2. コンプライアンス態勢
 3. リスク統制（リスクマネジメント）態勢
 4. 内部監査態勢
 5. 情報伝達態勢
 6. 適時情報開示態勢
 7. その他の業務運営態勢
- ③ 当社監査部は、子会社等と契約し、業務監査を実施する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くこととする。監査等委員会補佐である使用人は、監査等委員会の職務補助の業務専任とし、その他の業務を兼務しない。

(8) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会からの指示に対する実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会補佐である使用人は他部署を兼務せず、監査等委員会以外からの指揮命令を受けることなく、監査等委員会からの指示に基づき職務を執行する。
- ② 監査等委員会補佐である使用人の人事異動、人事考課については、事前に監査等委員会と協議し、同意を得たうえで決定する。

(9) 当社及び当社グループの取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制，その他の監査役，監査等委員会への報告に関する体制，並びに当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査等委員は取締役会他，各種委員会への出席・議事録閲覧等により当社及び当社グループに関する報告を受ける。
- ② 当社の取締役及び使用人並びにグループ内会社の取締役，監査役及び使用人は，当社の監査等委員会が当社の取締役と協議して定めた報告すべき事項を発見した場合，当社の監査等委員会へ報告を行う。
- ③ 当社及び当社グループにおいて，前号に定める報告を行ったことを理由として，当該通報者が不利益な取扱いを受けないことを確保するため，適切な通報制度の整備により，通報者の保護を図る。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① グループ内会社の監査等委員会，監査役及び会計監査人，内部監査部門等と連携し，取締役会他，各種委員会への出席・議事録閲覧，社内各部，グループ内会社への往査を通じて，監査等委員会の監査が実効的に機能する体制を整備する。
- ② 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等の請求については，その効率性及び適正性に留意したうえで，適切に処理する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

当社は，平成27年6月26日付にて「監査等委員会設置会社」へ移行し，取締役会に対する監査・監督機能の強化及び取締役会における決議プロセスの透明性と迅速性向上を図っている。

(1) 取締役の業務の執行に係る取組状況

- ① 現状、独立社外取締役3名（うち、監査等委員である取締役2名）であり、取締役会全体に占める割合は3分の1以上となっている（9名中3名）。
- ② 当社は公共的役割を担う金融グループとして、取締役会が実効性の高い監督機能を発揮することが取締役会の最重要課題の一つであると考えている。そのためには、独立社外取締役の機能の重要性を踏まえ、取締役の3分の1以上を独立社外取締役に構成することが適当であると考え、今後も継続して3分の1以上の独立社外取締役の選任に努める方針としている。
- ③ 取締役の選任・解任に係る事項を審議する機関として指名委員会、及び取締役の報酬に係る事項の審議を行う機関として報酬委員会を設置し、決定プロセスの客観性・透明性を高めている。
- ④ 平成27年度は取締役会を12回開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役における業務執行状況の監督を行った。

(2) リスク管理に関する取組状況

- ① 当社及び当社グループに共通した「リスク管理規程」を制定し、リスク管理に対する基本的な方針を明確にしている。
- ② リスクごとに設置されるリスク管理主管部署、各リスク管理状況を統括するリスク統括部署及び経営レベルでの審議を行う「グループオペレーショナル・リスク管理委員会」といった組織体制の整備により、統一的な手法でリスク量を測定しリスク量に応じた資本配賦とコントロールを行っている。
- ③ 各リスク管理状況の適切性・有効性を検証するため、他の業務部門から独立した監査部が内部監査等を実施し、改善を促している。

(3) コンプライアンスに関する取組状況

社長を委員長とするグループコンプライアンス委員会を毎月開催し、コンプライアンス態勢の整備と強化について審議し、審議結果を取締役に報告し、業務運営に反映している。

(4) 監査等委員会の職務執行状況

- ① 当該事業年度中に監査等委員会を10回開催し、社外取締役である監査等委員2名を含む監査等委員が出席した。監査等委員会規則、監査等委員会監査基準、監査の方針、職務の分担等に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、業務執行部門からの報告、書籍の閲覧等により、監査・監督を行った。
- ② 監査等委員会は、会計監査人が適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

9. 特定完全子会社に関する事項

(1) 特定完全子会社の名称及び住所

会社名	住所
株式会社山口銀行	下関市竹崎町四丁目2番36号
株式会社もみじ銀行	広島市中区胡町1番24号

(2) 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

(単位：百万円)

会社名	金額
株式会社山口銀行	213,241
株式会社もみじ銀行	193,238

(3) 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

482,369百万円

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより、取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、信用力の維持・向上のために、収益の確保と財務体質の強化に努めるとともに、株主の皆さまへ安定した配当を継続的に実施してまいります。

また、企業成長力の強化や子銀行におけるお客様サービスの向上及び業務効率化等に向けて、利益の一部を留保し、成長性の高い事業分野への投資や子銀行における店舗投資や機械化投資等へ充当してまいります。

自己株式の取得につきましては、資本効率の向上及び経営環境の変化に対応し、機動的に対応してまいります。

第10期末（平成28年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,174,641	預 譲 渡 性 預 金	8,703,690
コールローン及び買入手形	356,718	コールマネー及び売渡手形	806,398
買 入 金 銭 債 権	7,909	債券貸借取引受入担保金	73,343
特 定 取 引 資 産	4,250	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	32,000
金 銭 の 信 託	47,655	特 定 取 引 負 債	3,525
有 価 証 券	2,120,651	借 用 金	34,552
貸 出 金	6,448,887	外 国 為 替	374
外 国 為 替	14,990	新 株 予 約 権 付 社 債	67,608
リース債権及びリース投資資産	13,784	そ の 他 負 債	63,755
そ の 他 資 産	146,530	賞 与 引 当 金	3,439
有 形 固 定 資 産	88,665	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,056
建 物	19,802	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	39
土 地	61,026	利 息 返 還 損 失 引 当 金	29
リ ー ス 資 産	152	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,404
建 設 仮 勘 定	180	ポ イ ン ト 引 当 金	75
その他の有形固定資産	7,504	特 別 法 上 の 引 当 金	17
無 形 固 定 資 産	9,173	繰 延 税 金 負 債	3,932
ソ フ ト ウ ェ ア	5,821	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	10,871
の れ ん	2,531	支 払 承 諾	47,719
その他の無形固定資産	819	負 債 の 部 合 計	9,854,836
退 職 給 付 に 係 る 資 産	21,693	(純資産の部)	
繰 延 税 金 資 産	2,211	資 本 金	50,000
支 払 承 諾 見 返	47,719	資 本 剰 余 金	60,780
貸 倒 引 当 金	△67,478	利 益 剰 余 金	415,100
資 産 の 部 合 計	10,438,004	自 己 株 式	△23,426
		株 主 資 本 合 計	502,455
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	54,020
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△306
		土 地 再 評 価 差 額 金	24,522
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△3,288
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	74,947
		新 株 予 約 権	600
		非 支 配 株 主 持 分	5,163
		純 資 産 の 部 合 計	583,167
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	10,438,004

第10期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	165,504
資 金 運 用 収 益	99,022
貸 出 金 利 息	76,624
有 価 証 券 利 息 配 当 金	20,376
コールローン利息及び買入手形利息	918
預 け 金 利 息	740
そ の 他 の 受 入 利 息	361
信 託 報 酬	0
役 務 取 引 等 収 益	24,304
特 定 取 引 収 益	1,815
そ の 他 業 務 収 益	22,008
そ の 他 経 常 収 益	18,352
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	3,753
償 却 債 権 取 立 益	15
そ の 他 の 経 常 収 益	14,583
経 常 費 用	115,786
資 金 調 達 費 用	7,892
預 金 利 息	5,893
譲 渡 性 預 金 利 息	680
コールマネー利息及び売渡手形利息	450
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	134
借 用 金 利 息	248
社 債 利 息	98
新 株 予 約 権 付 社 債 利 息	9
そ の 他 の 支 払 利 息	377
役 務 取 引 等 費 用	7,870
特 定 取 引 費 用	25
そ の 他 業 務 費 用	17,034
営 業 経 費 用	79,100
そ の 他 経 常 費 用	3,862
そ の 他 の 経 常 費 用	3,862
経 常 利 益	49,718

(単位：百万円)

科 目	金 額	
特 別 利 益		1,353
固 定 資 産 処 分 益	14	
退 職 給 付 信 託 返 還 益	1,338	
特 別 損 失		212
固 定 資 産 処 分 損	88	
減 損 損 失	117	
そ の 他 の 特 別 損 失	6	
税金等調整前当期純利益		50,858
法人税、住民税及び事業税	13,449	
法人税等調整額	4,720	
法人税等合計		18,170
当期純利益		32,688
非支配株主に帰属する当期純利益		392
親会社株主に帰属する当期純利益		32,295

第10期（平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	50,000	59,686	386,187	△24,320	471,553
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△3,424		△3,424
親会社株主に帰属 する当期純利益			32,295		32,295
自己株式の取得				△40	△40
自己株式の処分		10		877	887
土地再評価差額金の取崩			42		42
連結子会社持分の増減		1,084		57	1,141
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	1,094	28,913	894	30,902
当 期 末 残 高	50,000	60,780	415,100	△23,426	502,455

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計
当 期 首 残 高	71,146	△315	23,993	5,003	99,827
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
親会社株主に帰属 する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
土地再評価差額金の取崩					
連結子会社持分の増減					
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△17,125	9	528	△8,291	△24,879
当 期 変 動 額 合 計	△17,125	9	528	△8,291	△24,879
当 期 末 残 高	54,020	△306	24,522	△3,288	74,947

(単位：百万円)

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	511	6,495	578,387
当期変動額			
剰余金の配当			△3,424
親会社株主に帰属する当期純利益			32,295
自己株式の取得			△40
自己株式の処分			887
土地再評価差額金の取崩			42
連結子会社持分の増減			1,141
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	88	△1,331	△26,122
当期変動額合計	88	△1,331	4,780
当期末残高	600	5,163	583,167

第10期末 (平成28年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,010	流動負債	20,754
現金及び預金	258	短期借入金	9,210
未収入金	8,640	未払金	820
繰延税金資産	110	未払費用	150
その他	0	未払法人税等	4,719
固定資産	473,233	未払消費税等	36
無形固定資産	7	未払配当金	34
商標権	0	通貨スワップ	5,354
その他	6	その他	426
投資その他の資産	473,226	固定負債	67,608
投資有価証券	203	新株予約権付社債	67,608
関係会社株式	472,940	負債合計	88,362
繰延税金資産	81	(純資産の部)	
その他	0	株主資本	393,406
繰延資産	124	資本	50,000
社債発行費	124	資本剰余金	323,535
資産合計	482,369	資本準備金	12,500
		その他資本剰余金	311,035
		利益剰余金	41,873
		その他利益剰余金	41,873
		繰越利益剰余金	41,873
		自己株式	△22,002
		新株予約権	600
		純資産合計	394,007
		負債・純資産合計	482,369

第10期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	4,120	
関係会社受入手数料	1,656	5,776
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費		1,655
営 業 利 益		4,121
営 業 外 収 益		
受取利息	245	
受取配当金	13	
受取保証料	37	
為替差益	5,477	
雑収入	5	5,779
営 業 外 費 用		
支払利息	316	
社債利息	98	
新株予約権付社債利息	9	
社債発行費償却	111	
通貨スワップ評価損	5,354	
雑損失	0	5,890
経 常 利 益		4,010
特 別 損 失		
関係会社株式売却損	160	160
税引前当期純利益		3,849
法人税、住民税及び事業税	45	
法人税等調整額	△189	
法人税等合計		△144
当期純利益		3,994

第10期（平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	50,000	12,500	310,568	323,068	41,304	41,304
当 期 変 動 額						
剰余金の配当					△3,424	△3,424
当期純利益					3,994	3,994
自己株式の取得						
自己株式の処分			466	466		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	466	466	569	569
当 期 末 残 高	50,000	12,500	311,035	323,535	41,873	41,873

(単位：百万円)

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△24,192	390,180	511	390,691
当 期 変 動 額				
剰余金の配当		△3,424		△3,424
当期純利益		3,994		3,994
自己株式の取得	△40	△40		△40
自己株式の処分	2,230	2,697		2,697
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		—	88	88
当 期 変 動 額 合 計	2,190	3,226	88	3,315
当 期 末 残 高	△22,002	393,406	600	394,007

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社山口フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 秀 行 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 井 修 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 浩 之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山口フィナンシャルグループの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山口フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社山口フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 林 秀 行 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 井 修 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊 藤 浩 之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山口フィナンシャルグループの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

株式会社山口フィナンシャルグループ 監査等委員会

常勤監査等委員 広 実 光 弘 ㊟

監査等委員 佃 和 夫 ㊟

監査等委員 国 政 道 明 ㊟

(注) 監査等委員佃和夫及び国政道明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴, 当社における地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	よし むら たけし 吉 村 猛 (昭和35年4月3日生)	昭和58年4月 株式会社山口銀行入行 平成17年1月 同行広島本部副部長 平成17年4月 同行総合企画部(広島)副部長 平成18年10月 同行総合企画部副部長 平成18年10月 当社総合企画部長 平成19年1月 株式会社山口銀行総合企画部長 平成21年6月 同行取締役 平成21年6月 当社取締役(現任) 平成23年6月 株式会社山口銀行常務取締役徳 山支店長 平成24年6月 同行常務取締役東京本部長 平成27年6月 同行常務取締役(現任) (現在の担当) コンプライアンス統括部, 総合企画部, 事業性評価 部担当 (重要な兼職の状況) 株式会社山口銀行常務取締役	11,938株
《取締役候補者とした理由》 当社取締役および株式会社山口銀行常務取締役としてこれまでコン プライアンス統括部, 総合企画部, 事業性評価部, 東京本部, 市場営 業部, 徳山地区等の統括を歴任している等, 当社グループの健全かつ 適切な運営に必要な知識・経験を有しており, 当社取締役としての職 務を適切に遂行することができるかと判断したため, 取締役候補者とい ました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴, 当社における地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	<p>ふく だ こう いち 福 田 浩 一 (昭和28年1月15日生)</p>	<p>昭和51年4月 株式会社山口銀行入行 平成6年10月 同行長府東支店長 平成9年6月 同行呉支店長 平成11年4月 同行香港支店長 平成13年1月 同行国際部副部長 平成13年4月 同行東京支店副支店長 平成13年6月 同行東京支店長 平成14年6月 同行取締役東京本部長 平成16年6月 同行取締役頭取 (現任) 平成17年6月 株式会社もみじホールディングス取締役 平成18年10月 当社取締役社長 (現任) 平成26年6月 株式会社北九州銀行取締役会長 (現任) 平成26年6月 株式会社もみじ銀行取締役会長 (現任)</p> <p>(現在の担当) 営業戦略部, 海外戦略部, カスタマーコミュニケーション部担当 (重要な兼職の状況) 株式会社山口銀行取締役頭取 (代表取締役) 株式会社もみじ銀行取締役会長 株式会社北九州銀行取締役会長</p>	27,098株
<p>《取締役候補者とした理由》 当社社長および株式会社山口銀行取締役頭取として、銀行を含む当社グループの経営全般を統括している等、当社グループの健全かつ適切な運営に必要な知識・経験を有しており、当社取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したため、取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴, 当社における地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3	うめ もと ひろ ひで 梅 本 裕 英 (昭和32年11月14日生)	昭和55年 4 月 株式会社山口銀行入行 平成17年 4 月 同行東新川支店長 平成18年 4 月 同行総合企画部 (広島) 副部長 平成18年10月 当社監査部長 平成20年 2 月 株式会社山口銀行システム部長 平成20年 6 月 同行取締役 平成20年 6 月 当社取締役 (現任) 平成23年 6 月 株式会社山口銀行常務取締役 (現任) (現在の担当) リスク統括部, IT統括部, 経営管理部担当 (重要な兼職の状況) 株式会社山口銀行常務取締役	16,076株
《取締役候補者とした理由》 当社取締役および株式会社山口銀行常務取締役として, これまでリ スク統括部, IT統括部, 経営管理部, 総合企画部, コンプライア ス統括部等の統括を歴任している等, 当社グループの健全かつ適切な 運営に必要な知識・経験を有しており, 当社取締役としての職務を適 切に遂行することができるかと判断したため, 取締役候補者といたしま した。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴, 当社における地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	※ こう だ いち なり 神 田 一 成 (昭和37年12月1日生)	昭和60年 4 月 株式会社山口銀行入行 平成18年10月 同行総合企画部 (広島) 副部長 平成19年 4 月 同行市場営業部長 平成22年12月 同行広島支店長 平成24年 4 月 株式会社もみじ銀行取締役 平成26年 6 月 同行常務取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社もみじ銀行常務取締役	7,480株
	《取締役候補者とした理由》 株式会社もみじ銀行常務取締役として、これまで地域振興部、FP事業部、市場営業部等の統括を歴任している等、当社グループの健全かつ適切な運営に必要な知識・経験を有しており、当社取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したため、取締役候補者といたしました。		
5	※ か とう みつ る 嘉 藤 晃 玉 (昭和36年4月2日生)	昭和59年 4 月 株式会社山口銀行入行 平成18年11月 同行経営管理部次長 平成20年10月 同行門司支店長 平成23年 7 月 同行総合企画部副部長 平成23年10月 株式会社北九州銀行経営管理部 長 (現任) 平成23年10月 当社経営管理部副部長 (現任)	2,228株
	《取締役候補者とした理由》 当社およびグループ内銀行において、経営管理部長をはじめ、人事、経営企画、営業に携わる等、当社グループの健全かつ適切な運営に必要な知識・経験を有しており、当社取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したため、取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴, 当社における地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
6	<p style="text-align: center;">た むら ひろ あき 田 村 浩 章 (昭和18年8月24日生)</p>	<p>昭和41年 4 月 宇部興産株式会社入社 平成 9 年 6 月 同社取締役 平成11年 6 月 同社常務取締役 平成13年 6 月 同社専務執行役員 平成14年10月 同社建設資材カンパニープレジ デント 平成15年 6 月 同社取締役 (専務待遇), 専務執 行役員 平成17年 4 月 同社社長補佐 平成17年 6 月 同社代表取締役社長, 執行役員 グループCEO 平成22年 4 月 同社取締役会長 平成25年 6 月 当社取締役 (現任) 平成26年 6 月 宇部興産株式会社相談役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 宇部興産株式会社相談役 中国電力株式会社取締役 (社外取締役)</p>	—
<p>田村浩章氏は、社外取締役候補者であります。 《社外取締役候補者とした理由等》 これまで宇部興産株式会社代表取締役社長等を歴任して培われた企 業経営者としての高い見識や豊富な経験に基づいた、地元の経済事情 等も踏まえた経営全般に対する的確な助言を頂戴することにより、当 社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グ ループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できると判断 し、社外取締役として選任をお願いするものであります。 当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となりま す。 《田村氏の独立性について》 同氏が業務執行者であった宇部興産株式会社と、当社グループとの 取引関係等については、同社の連結売上高に占める当社グループとの 取引による売上高および当社の連結経常利益に占める同社グループと の取引による利益がいずれも1%未満であること等から、独立性に影 響を与えるものではありません。</p>			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 吉村猛氏は、平成28年6月29日開催の当社取締役会終結の時をもって、当社取締役社長（代表取締役）に就任する予定であります。
4. 吉村猛氏は、平成28年6月29日開催の株式会社山口銀行定時株主総会及び同行取締役会終結の時をもって、同行取締役頭取（代表取締役）に就任する予定であります。
5. 福田浩一氏は、平成28年6月29日開催の当社取締役会終結の時をもって、当社の代表権のない取締役会長に就任する予定であります。
6. 福田浩一氏は、平成28年6月28日開催の株式会社もみじ銀行定時株主総会及び同行取締役会終結の時をもって、同行非常勤取締役に就任する予定であります。
7. 福田浩一氏は、平成28年6月28日開催の株式会社北九州銀行定時株主総会及び同行取締役会終結の時をもって、同行非常勤取締役に就任する予定であります。
8. 福田浩一氏は、平成28年6月29日開催の株式会社山口銀行定時株主総会及び同行取締役会終結の時をもって、同行の代表権のない取締役会長に就任する予定であります。
9. 当社は田村浩章氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本総会において同氏が選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
10. 当社は、定款の定めにより取締役（ただし、業務執行取締役を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結できることとしております。本総会において、田村浩章氏が選任された場合には、当該責任限定契約を締結する予定であります。
11. 各候補者が所有する当社の株式数には、平成28年3月31日時点の当社役員持株会及び当社従業員持株会における持分株式数を含んでおります。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役広実光弘氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

本議案及び広実光弘氏の辞任について、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
※ ふく だ すすむ 福 田 進 (昭和37年1月12日生)	昭和59年4月 株式会社山口銀行入行 平成23年6月 同行コンプライアンス・リスク統 括部長 平成23年6月 当社コンプライアンス・リスク統 括部長 平成25年4月 株式会社山口銀行リスク統括部長 平成25年4月 当社リスク統括部長 平成25年6月 当社監査部長（現任）	6,220株
《監査等委員である取締役候補者とした理由》 当社およびグループ内銀行において、監査部長、リスク統括部長等を 歴任している等、当社グループの健全かつ適切な運営に必要な知識・ 経験を有しており、監査等委員としての職務を適切に遂行することが できると判断したため、監査等委員である取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者が所有する当社の株式数には、平成28年3月31日時点の当社従業員持株
会における持分株式数を含んでおります。

以 上

<メ 欄>

A series of 20 horizontal dotted lines for writing.

<メ 欄>

A series of 20 horizontal dotted lines for writing.

定時株主総会会場のご案内

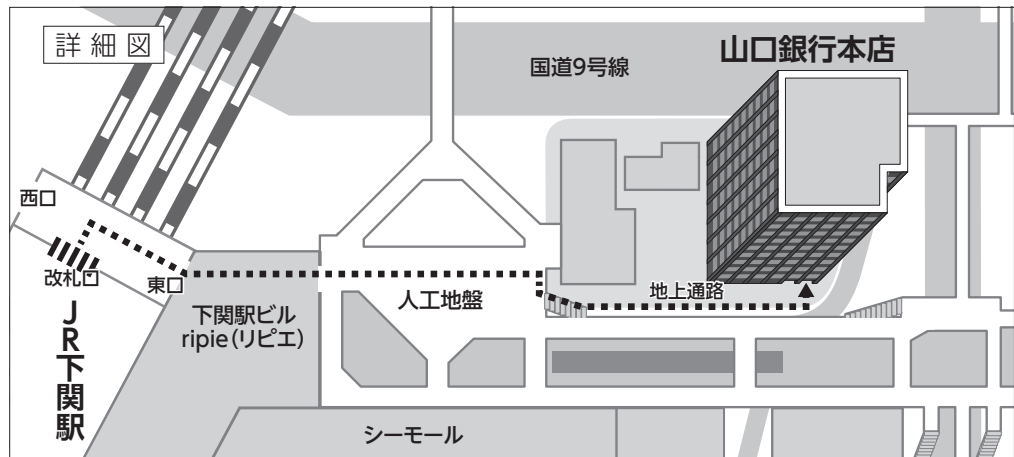
場所

山口銀行本店 8階講堂 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号
電話 (083) 223-5511 (代表)



交通機関

「JR下関駅」
下車徒歩5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



地球環境に配慮した
植物油インキを使用しています。